

注 意

〔離職票－１について〕

- 1 基本手当は受給資格者が、高年齢求職者給付金は高年齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。
- 2 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、原則として住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票－１及び離職票－２（別紙）を提出すること。
- 3 ６欄には、指定された個人番号（マイナンバー）を間違いのないよう記載すること。
- 4 基本手当の支給を受けることのできる期間は、原則として離職の日の翌日から１年間（注）（これを受給期間といいます。）であること。その１年間に妊娠、出産、育児、疾病、負傷、親族の看護等の理由で、引き続き３０日以上職業に就くことができない者については、所定の期限までに上記２の公共職業安定所又は地方運輸局に届け出ることに由り、これらの理由により職業に就くことができない日数を１年に加えた期間（最大限４年）となること。
（注）所定給付日数が３３０日の場合「１年と３０日」、３６０日の場合「１年と６０日」となること。
- 5 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも４年間は大切に保管すること。
- 6 この離職票－１を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。

〔資格喪失確認通知書（被保険者通知用）について〕

- 1 この処分不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して６０日以内にこの処分を行った公共職業安定所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができる。
- 2 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して６０日以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができる。ただし、審査請求をした日から３箇月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができる。
- 3 この処分に対する取消訴訟は、この処分についての再審査請求に対する裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる（裁決があった日から１年を経過した場合を除く。）。ただし、（１）再審査請求をした日から３箇月を経過しても裁決がないとき、（２）再審査請求についての裁決を経ることにより生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他、裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、いずれかに該当するときは、裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。また、（１）処分、処分の執行又は手続の進行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、（２）その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。

平成25年1月以後に
使用する様式です。

注 意

- 1 この申請書は、指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」に記載された受講修了日の翌日から起算して1ヵ月以内に、下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、本人の住居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。また申請書の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。当該やむを得ない理由のために期間内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付のうえ、代理人又は郵送により提出することができます。
- 2 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができませんので、教育訓練施設より（１）、（２）及び（６）の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練施設に対して修正を依頼してください。
 - （１）指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
 - （２）指定教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」
 教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、施設の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を施設が付記したクレジット伝票でもよい）、教育訓練施設に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはそのすべてを提出してください。
 - （３）本人確認及び本人の住居所の確認できる官公署の発行した書類
 具体的には「運転免許証」「住民票の写し」「雇用保険受給資格者証」「出稼労働者手帳」「印鑑証明書」「国民健康保険被保険者証」のいずれかとし（コピーは不可）。なお、「住民票の写し」「印鑑証明書」の場合、支給・不支給決定通知書については、即日交付は行われず後日、本人の住居所あてに送付されることとなります。
 - （４）「雇用保険被保険者証」〔「雇用保険受給資格者証」でも可。コピーでも可。〕
 - （５）「教育訓練給付適用対象期間延長通知書」（教育訓練給付適用対象期間の延長措置を受けていた場合にのみ添付してください。）
 - （６）指定教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練施設から本人に対して還付された（される）場合に必要です。）
- 3 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合には、教育訓練給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。なお、詳細については、「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 4 申請書の記載について
 - （１）□□□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取を行いますので、枠からはみ出さないよう大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - （２）※印の付いた欄には記載しないでください。
 - （３）1欄には、指定された色（番号）を間違いないよう記載してください。
 - （４）2欄には、雇用保険被保険者証（または雇用保険受給資格者証）に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が16桁（2段／上6桁・下10桁）で記載されている場合は、下段の10桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
 - （５）3～5欄には、漢字、カタカナ、平仮名により明瞭に記載してください。
 - （６）5欄のフリガナ欄は、姓名の各文字間の空欄を空けてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱い（例：「ダ」は「ダ」、また「フ」及び「フ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください）。

また、12欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字体とする。）により明瞭に記載してください。

 - （７）6欄には、元号をコード番号で記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（例：平成3年2月1日→4-030201）
 - （８）7～10欄は、指定教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」に記載された内容を記載してください。
 - （９）10欄の額は、指定教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額及び「教育訓練修了証明書」の両方に記載された額と同一額となっていることを確認してください（「返還金明細書」が必要な場合を除きます。）。

また、「教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称」欄に、教育訓練施設の台帳に登載されていない販売代理店等、販売員が記載されている場合や講座受講をあっせんした販売代理店等、販売員があるにもかかわらず記載がない場合は、教育訓練給付金支給申請書が受理されないことがあります。なお、この記載内容につきましては、後日公共職業安定所により調査を行い確認させていただくことがあります。

 - （10）申請書の電話番号欄は、平日昼間に連絡のとりやすい電話番号を記入してください。
 また、申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。
- 5 払渡希望金融機関指定届の記載について
 - （１）「名称」欄には教育訓練給付金の払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。
 - （２）「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人名義の普通預（貯）金口座の通帳の記号（口座）番号を記載してください。
 - （３）金融機関による確認印欄に、「名称」欄に記載した金融機関の確認印を必ず受けてください（申請者本人が金融機関に届けた印を押印する欄ではないので間違いないようにしてください）。
 - （４）なお、金融機関の確認を受けずに、支給申請書の提出と同時に申請者本人の名義の通帳又はキャッシュカード（現物）を提示していただいても差し支えありません（事故防止のため本人来所申請又は代理人申請の場合に限ります）。

また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払渡希望金融機関指定届を届けている方は、届の必要がありません。

平成28年1月以後に
使用する様式です

教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格確認票

（必ず第2面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

帳票種別

11502

1. 個人番号

□□□□□□□□□□□□□□

2. 被保険者番号

□□□□□□□□□□□□□□□□

3. 姓（漢字）

□□□□□□□□□□□□□□

4. 名（漢字）

5. フリガナ（カタカナ）

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

6. 生年月日

□□-□□□□□□□□ (2大正 3昭和 4平成)

7. 指定番号

□□□□□□□□□□□□□□□□

教育訓練施設の名称

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

教育訓練講座名

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

8. 受講開始予定年月日

4-□□□□□□□□□□□□□□□□

受講終了予定年月日

4-□□□□□□□□□□□□□□□□

9. 郵便番号

□□□□□□□□□□

10. 住所（漢字）※市・区・郡及び町村名

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

住所（漢字）※丁目・番地

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

住所（漢字）※アパート、マンション名等

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

11. 電話番号（項目ごとにそれぞれ左付けで記入してください）

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

雇用保険法施行規則第101条の2第1項及び同附則第27条の規定により、上記のとおり教育訓練給付金（第101条の2第2号関係）及び教育訓練支援給付金の受給資格の確認を申請します。

平成 年 月 日 公共職業安定所長 殿 申請者氏名 印

12. 教育訓練給付金資格確認請求年月日 資格確認年月日
13. 賃金日額（区分一日額または総額）
14. 教育訓練支援給付金受給資格確認請求年月日 資格確認年月日
15. 教育訓練資格否認 16. 支援給付資格否認
17. 金融機関・店舗コード 口座番号

払渡希望金融機関指定届

Table with columns: フリガナ (名称, 本店, 支店), 金融機関コード, 店舗コード, 金融機関による確認印, 銀行等 (口座番号), ゆうちょ銀行 (記号番号)

◆ 金融機関へのお願い
雇用保険の失業等給付を受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、次のことについて御協力をお願いします。
1. 上記の記載事項のうち「申請者氏名」欄、「名称」欄及び「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄（「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄）を確認した上、「金融機関による確認印」欄に貴金融機関確認印を押し印してください。
2. 金融機関コード及び店舗コードを記入してください（ゆうちょ銀行の場合を除く。）。

Table with columns: 備考, 教育訓練給付金 (決定年月日, 資格可否, 通知年月日), 教育訓練支援給付金 (決定年月日, 資格可否, 通知年月日), 処理欄 (キャリアコン, 事業主承認, 本人・住所, 運・健・受・住・印, 被保険者証, 本・代・郵)

注 意

- 1 この確認票は、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金の給付に必要な受給資格の確認を行うためのものです。
8欄に記載した受講開始予定年月日の前日から起算して1か月前の日までに、下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、本人の住居所を管轄する公共職業安定所に提出してください。
確認票の提出は、疾病又は負傷その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことができません。当該やむを得ない理由のために期間内に公共職業安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書添付の上、代理人又は郵送により提出することができます。代理人が提出する場合は、委任状も必要になります。
- 2 確認票に添付すべき確認書類は次のとおりですが、これらの確認書類と確認票の内容が異なる場合は、受給資格の確認を行うことができません。
 - (1) 当該教育訓練の受講に関する「キャリア・コンサルティングの記録」又は「事業主の承認」
[事業主の承認は、公共職業安定所が指定する様式により提出すること。]
 - (2) 本人確認及び本人の住居所の確認できる官公署の発行した書類（コピーは不可）
[運転免許証、住民基本台帳カードのうち本人の写真付き。これがない場合は、①旅券（パスポート）、②住民票記載事項証明書（住民票、印鑑証明書）、③国民健康保険被保険者証（健康保険被保険者証）のうちいずれか2種類（①、②又は③から各1種類で合計2種類）。]
 - (3) 「雇用保険被保険者証」（「雇用保険受給資格者証」でも可。コピーでも可。）
 - (4) 「教育訓練給付適用対象期間延長通知書」（教育訓練給付の受給資格確認をする場合であって、教育訓練給付適用対象期間の延長措置を受けていた場合にのみ添付してください。）
 - (5) 最近の写真（3か月以内の写真であって、正面上半身が写った、縦3.0cm×横2.5cmのものを、2枚）
 - (6) 雇用保険被保険者離職票－1及び2（教育訓練支援給付金の受給資格の確認を行う場合にのみ添付してください。基本手当の資格決定を受け、雇用保険受給資格者証の交付を受けている場合は、雇用保険受給資格者証を添付してください。）
- 3 申請は正しく行ってください。偽りの記載をして提出した場合は、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付の支給申請を行うことができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがあります。なお、詳細については「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。
- 4 確認票の記載について
 - (1) この確認票により、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金の受給資格があるか確認の申請をすることができますが、受給資格の確認を申請しない給付金がある場合は、表題及び第1面署名欄の確認しない給付の文書と「及び」を抹消してください。
 - (2) □□□□で表示された枠（以下「記入枠」といふ）に記入する文字は、光学式文字認識装置（OCR）で直接読取を行いますので、記入枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
 - (3) ※印のついた欄には記載しないでください。
 - (4) 1欄には、指定された用紙番号（バーコード）を間違いないように入力してください。
 - (5) 2欄には、雇用保険被保険者証又は雇用保険受給資格者証に記載されている被保険者番号を記載してください。なお被保険者番号が1桁（上段・下3桁）で記載されている場合は、下段の4桁について左詰めで記載し、最後の欄を空欄としてください。
 - (6) 3～5欄は漢字、カタカナ、平仮名により明瞭に記載してください。
 - (7) 5欄のフリガナ欄は、姓名と氏名の間に1文字分の空欄をあけてください。この場合、カタカナの濁点及び半濁点は、1文字として取扱（例：ガー 、パー ）、また「キ」及び「エ」は使用せず、それぞれ「イ」及び「エ」を使用してください。
 - (8) 6欄には元号コードを記載した上で、年月日が1桁の場合は、それぞれ10の位の部分に「0」を付加して2桁で記載してください。（例：平成3年2月1日→ ）
 - (9) 7、8欄は受講を希望する指定教育訓練の実施者に確認の上、記載してください。照会票に記載された受講開始予定日と実際の受講開始日が異なる場合は、各給付金の支給申請時に受給できないことがあります。実際の受講開始日が変更された場合、速やかに公共職業安定所あて連絡してください。
 - (10) 10欄は、漢字、カタカナ、平仮名及び英数字（英字については大文字体とする。）により明瞭に記載してください。
 - (11) 11欄の電話番号は、平日昼間に連絡の取りやすい電話番号を記載してください。
 - (12) 申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載してください。
- 5 払渡希望金融機関指定届の記載について
 - (1) 「名称」欄には教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金を今後申請する際に払渡しを希望する金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）の名称及び店舗名（ゆうちょ銀行の場合は名称のみ）を記載してください。
 - (2) 「銀行等（ゆうちょ銀行以外）」の「口座番号」欄又は「ゆうちょ銀行」の「記号番号」欄には、申請者本人の名義の通帳の記号（口座）番号を記載してください。
 - (3) 金融機関による確認印欄に、「名称」欄に記載した金融機関による確認印を必ず受けてください。（申請者本人が金融機関に届け出た印を押印する欄ではないので間違いのないようにしてください。）
 - (4) なお、金融機関の確認を受けずに、確認票の提出と同時に申請者本人の名義の通帳（現物）を提示していただいても差し支えありません（事故防止のため本人又は代理人が来所した場に限りです）。また、雇用保険の基本手当受給資格者等であって既に払渡希望金融機関指定届を届けている方は、届の必要がありません。

平成28年1月以後に
使用する様式です。

雇用保険日雇労働被保険者資格取得届

※	所長	次長	課長	係長	係

※被保険者番号					
1. 氏名	2. 性別	男・女	3. 生年月日	大昭平	年 月 日
4. 住所又は居所					
5. 個人番号	平成28年1月以後に				
6. 職種	7. 雇用保険法第42条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当するに至った年月日	平成 年 月 日			

平成28年1月以後に使用する様式です。

雇用保険法施行規則第 71 条の規定により上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

被保険者氏名

印

公共職業安定所長 殿

- 注 意
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 被保険者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

未支給失業等給付請求書

1. 死亡した者	氏名		支給番号	
			被保険者番号	
	死亡の当時の住所又は居所			
	死亡年月日	平成 年 月 日		
2. 請求者	氏名			
	個人番号			
	住所又は居所			
	死亡した者との関係			
3. 請求する失業等給付の種類	基本手当・技能習得手当・寄宿手当・傷病手当・高年齢求職者給付金・特例一時金・日雇労働求職者給付金・就業手当・再就職手当・就業促進定着手当・常用就職支度手当・移転費・広域求職活動費・教育訓練給付金・教育訓練支援給付金・高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金・育児休業給付金・介護休業給付金			
上記により未支給の失業等給付の支給を請求します。				
平成 年 月 日 公共職業安定所長 殿 請求者氏名 印 地方運輸局長 殿				
※公共職業安定所又は地方運輸局記載欄				
所属長 係				

平成28年1月以後に使用する様式です。

注意

- この請求書は、受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者、日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者、教育訓練給付金若しくは教育訓練支援給付金の支給を受けることができる者又は雇用継続給付の支給を受けることができる者（以下「受給資格者等」という。）が死亡した日の翌日から起算して6か月以内に、原則として死亡した受給資格者等の死亡の当時の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局長（ただし、教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、育児休業給付金、介護休業給付金は公共職業安定所の長に限る。）に提出すること。
- 3欄については、請求しようとする失業等給付を○で囲むこと。
- この請求書には、受給資格者証、高年齢受給資格者証、特例受給資格者証又は被保険者手帳のほか次の書類を添えること。ただし、(4) から (18) までの書類については、死亡した受給資格者等が既に提出している場合は、添える必要がないこと。
 - 死亡の事実及び死亡の年月日を証明できる書類……死亡診断書等
 - 請求者と死亡した受給資格者等との続柄を証明することができる書類……戸籍謄本等
 - 請求者が死亡した受給資格者等と生計を同じくしていたことを証明することができる書類……住民票の謄本等
 - 基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金を請求するとき……失業認定申告書
 - 技能習得手当又は寄宿手当を請求するとき……公共職業訓練等受講証明書
 - 傷病手当を請求するとき……傷病手当支給申請書
 - 就業手当を請求するとき……就業手当支給申請書
 - 再就職手当を請求するとき……再就職手当支給申請書
 - 就業促進定着手当を請求するとき……就業促進定着手当支給申請書
 - 常用就職支度手当を請求するとき……常用就職支度手当支給申請書
 - 移転費を請求するとき……移転費支給申請書
 - 広域求職活動費を請求するとき……広域求職活動費支給申請書
 - 教育訓練給付金を請求するとき……教育訓練給付金支給申請書、教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）支給申請書又は、教育訓練給付金（第101条の2の7第3号関係）支給申請書
 - 教育訓練支援給付金を請求するとき……教育訓練支援給付金受講証明書
 - 高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金を請求するとき……高年齢雇用継続基本給付支給申請書
 - 育児休業給付金を請求するとき……育児休業給付金支給申請書
 - 介護休業給付金を請求するとき……介護休業給付金支給申請書
 - その他必要な書類
- 請求者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- ※印欄には、記載しないこと。